資料１

豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領

（趣旨）

第１条　豊山町きれいなまちづくり条例（令和４年豊山町条例第１７号。以下条例という）及び豊山町きれいなまちづくり条例施行規則（令和４年豊山町規則第２３号。以下規則という）に定める表彰を実施するために必要な事項を本要領で定めるものとする。

（表彰件数）

第２条　表彰件数は１回の表彰につき、個人、団体含む１０件を上限とする。

（表彰時期）

第３条　表彰は、毎年１回、環境フェスティバルの開会式で行う。

（遡及期間）

第４条　活動期間の５年間については、条例の施行から過去５年まで遡って計上できるものとする。

（表彰候補者の推薦）

第５条　表彰候補者の推薦は、他薦の他、自薦も認めるものとする。

２　前項の他、町も表彰候補者を推薦することができるものとする。

（表彰者の決定）

第６条　豊山町廃棄物減量等推進審議会において、委員による審査を行い、表彰者を決定する。

（追彰）

第７条　表彰される者が、表彰の日以前に死亡したときは、表彰状及び記念品は遺族に贈るものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めることの他、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。